

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		保有個人情報開示請求に対する開示・開示をしない旨の決定
根拠条例・規則等名		さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例
条 項		第 26 条、第 27 条
所 管 部 課		議会局総務部秘書総務課 (電話：829-1747)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	条例上の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	条例上に規定があり、設定は不要であるため。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		